

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年1月29日

静岡市長 小嶋 善吉

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グルメシティ静岡城北店

静岡市葵区北安東五丁目51-20

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

サカエ興業株式会社 静岡市葵区鷹匠二丁目3番16号 代表取締役 間野 栄

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

（変更前） 収容台数 60台

（変更後） 収容台数 65台

イ 廃棄物等の保管施設の位置（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

（変更前） 3箇所

（変更後） 2箇所

4 変更年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年1月27日